2015年度後期民法第4部試験問題

2016年1月27日 松岡 久和

次の I ~Ⅲのすべての問題に答えなさい。解答の順番は問いません。「60 点台であれば 不合格にしてください」という記述は認めません。基本的に現行法で考えて下さい。ただ、 民法改正案に適切に言及している場合には加点することがあります。

$oxed{I}$ 次の文章の $oxed{1}$ から $oxed{10}$ に入る言葉を (漢字で) 書きなさい。同じ番号には、同じ言葉が入ります (各 2 点。合計 20 点)。正解 4 問以下の者はそれだけで不合格とし、正解数× $oxed{10}$ 点の点数を付けます ($oxed{II}$ $oxed{IIII}$ は採点しません)。
(1) 民法は意思表示の合致(合意)のみで成立する 1 契約を原則形としている。現行規定では合意に加えて物の授受が要件となる 2 契約(消費貸借・使用貸借・寄託)についても、民法改正案は、物の授受を要件としないものとしている。
(2) 無効な契約の場合にも、契約の成立を信頼させた者には一定の責任が生じる。民法に直接の規定はないが、3 (cic と略称される)責任が判例・学説で認められている。ただ、判例では4 の賠償にとどまり、債務の履行に代わる損害賠償は認められない。
(3) 一定の契約において、消費者は、一定期間内に、理由なく申込を撤回しまたは成立した契約を解除することができる。これは頭を冷やして再考するという意味で 5 制度と呼ばれる。また、たとえば割賦販売で購入した商品に瑕疵がある場合には、買主は購入資金を融資した信販会社等に対しても、売主が担保責任を履行するまで支払を止めることができる。このように契約外の第三者にも一定の主張ができることを 6 といい、契約の相対効という民法の原則の例外となっている。
(4) ある者が悪意または善意重過失で他人に属する権利を無断で使用して利益をあげたとしても、不法行為や不当利得を根拠としてその利益を剥奪するのは難しい。こうした問題に対して、他人のためにする意思が欠けて <u>7</u> が成立しなくても、 <u>7</u> に準じて、 <u>8</u> 契約の規定を類推適用し、利益剥奪を認めるべきだと有力説は主張している。
(5) 判例によれば、過失相殺には被害者に 9 能力があれば足り、責任能力を要しない。 さらに、被害者の親権者など被害者と身分上または生活関係上一体とみられる関係にあ る者の過失も 10 として考慮される。

A群

- (1) 賃借人の債務不履行を理由とする契約の解除
- (2) 不当利得の類型論

Β群

- (3) 医療過誤の民事責任の追及方法
- (4) 慰謝料請求権の相続性

次の問題を読んで、下記の問(1)~(3)に答えなさい(50点)。

2015 年 3 月 1 日、X は Y 工務店に対して、自己所有の土地に本件甲建物を 3000 万円で建築することを依頼し、着手金として 1000 万円を支払い、中間金として棟上げ時に 1000 万円、引渡しおよび移転登記後 1 週間以内に残代金 1000 万円を支払うと約した。

8月1日、Y工務店は棟上げを行った。Xは、それまでの工事内容の変更の要求に対するYの対応に非常に不満があったが、中間金は約定通り支払った。

Yは11月1日に甲建物を完成してXに引き渡し移転登記も行ったが、居住してすぐに甲建物に使用されている建材が原因となってシックハウス症候群が発現したため、XはYに建材の全部の交換などの改善を要求し、11月8日までに残代金1000万円を支払わなかった。Yは、建替えに近い大工事になるとして改善工事を拒絶した。現在の時点(2016年1月27日)まで改善工事は行われておらず、Xは残代金1000万円を支払っていない。

- 問(1) X は、8 月 1 日の時点で、Y との契約を解除しておいたらよかったと悔やんでいる。工事内容の変更の要求に対するYの対応が債務不履行とまではいえない場合、X は 8 月 1 日の時点で契約を解除することができただろうか。解除ができたとした場合、既払いの着手金、支払うべき中間金および残代金は、どう処理されることになっただろうか。
- 問(2) Yが残代金と 11 月 8 日以降の遅延損害金を請求してきた場合、X は支払わなければならないか。
- 問(3) X は現在の時点でY との契約を解除して甲の取壊しを求めたり、別の業者に甲の 取壊しと新築を依頼してかかった費用をYに損害賠償として請求することができる か。